

## 地域密着型介護老人福祉施設 花友はなせ 施設サービス利用料

### 利用料の負担軽減について

#### ○ 特定入所者介護サービス費（特定減額措置）

食費や居宅費の具体的な負担減は利用者と施設との契約によることが原則ですが、所得の低い方には負担限度額が設けられています。（別紙参照）

特別養護老人ホーム旧措置入所者に対する負担限度額として、措置時代の徴収額を上回らないよう負担減額措置が講じられます。

#### ○ 介護保険高額介護サービス費

保険給付（介護サービス費）の1割は利用者負担となっていますが、世帯で1割負担の合計額が一定の上限額を超えた場合に、超えた金額が申請により払い戻される制度です。また、施設では受領委任払制度を実施しており、高額サービス費が京都市から直接支払われるため、施設へは自己負担上限額支払うことになります。（負担上限額については次の表を参考にしてください。）

利用者負担区分		1箇月の上限額
第1段階	市民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給されている方など	15,000円
第2段階	市民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方など	15,000円
第3段階	市民税世帯非課税で第2段階に該当されない方など	24,600円
第4段階	世帯に市民税課税者がおられる方	37,200円

(平成23年12月1日現在)

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護花友はなせ利用料

① 介護サービス利用料

要介護状態区分		利用者負担額 (10%)
要介護1		30日間 20,974円
要介護2		30日間 23,199円
要介護3		30日間 25,394円
要介護4		30日間 27,620円
要介護5		30日間 29,501円
加算項目		
初期加算	入所日より30日限度、又30日を超える病院等への入院後に再入所した場合	1日につき 32円
外泊時の算定	入院日翌日から、又は外泊2日目から月に6日を限度として算定、月をまたぐ場合は最大12日まで算定	1日につき 257円
退所時前後訪問相談援助加算	退所後1回を限度として算定。	1回につき 480円
退所時相談援助加算	退所後1回を限度として算定。	1回につき 418円
退所前連携加算	退所後1回を限度として算定。	1回につき 523円
日常生活継続支援加算		1日につき 23円
療養食加算		1日につき 24円

② 食費

利用者負担段階		利用者負担額
【第1段階】 市民税世帯非課税であり老人福祉年金受給者や生活保護受給者等	300円/日	30日間 9,000円
【第2段階】 市民税世帯非課税であり合計所得金額と課税年金収入額が合計で80万円以下の者等	390円/日	30日間 11,700円
【第3段階】 市民税世帯非課税であり利用者負担第2段階に該当されない者等	650円/日	30日間 19,500円
【第4段階】 上記に該当されない者	1,500円/日	30日間 45,000円

③ 居住費

利用者負担段階		利用者負担額	
【第1段階】 市民税世帯非課税であり老人福祉年金受給者や生活保護受給者等	820円/日	30日間	24,600円
【第2段階】 市民税世帯非課税であり合計所得金額と課税年金収入額が合計で80万円以下の者等	820円/日	30日間	24,600円
【第3段階】 市民税世帯非課税であり利用者負担第2段階に該当されない者等	1,640円/日	30日間	49,200円
【第4段階】 上記に該当されない者	2,000円/日	30日間	60,000円

※入所契約されている期間に於きましては、入院期間中も居住費はお支払い頂きます。

④ その他

間食の費用	食事サービス以外のおやつ代	1日につき100円～500円程度	
理髪料金	業者による散髪等	実費	
クリーニング代	業者によるクリーニング	実費	
金品管理料金	施設で金品～有価証券、預金通帳とその印鑑等～を管理する場合	月額	1,000円
電気器具利用料金	個人の希望で電気器具を利用した場合	2機種まで 1日	50円 (1機種増える毎に50円)
クラブ費	書道クラブ	1ヶ月	1,000円
	園芸クラブ	1ヶ月	1,000円
	華道クラブ	1ヶ月	1,000円
	なごみクラブ	1ヶ月	2,000円
預かり品処分料	個人的な荷物の処分を業者に依頼したとき	1回	5,000円
その他利用者の 個人的な買物	衣類、日用雑貨等	実費	

⑤ 地域密着型介護福祉施設 花友はなせ 施設サービス利用料 合計金額

①  円    ②  円    ③  円    ④  円

① + ② + ③ + ④ = ⑤  円 (施設サービス利用料)